

(別添3)

## 第二種特別加入保険料率表

(平成24年4月1日改定)

事業又は作業の種類 の番号	事業又は作業の種類	第二種特別加入保険料率	
		改定前	改定後
特 1	労働者災害補償保険法施行規則（以下「労災保険法施行規則」という。）第46条の17第1号の事業（個人タクシー、個人貨物運送業者）	1000分の14	
特 2	労災保険法施行規則第46条の17第2号の事業（建設業の一人親方）	1000分の19	
特 3	労災保険法施行規則第46条の17第3号の事業（漁船による自営業者）	1000分の46	1000分の45
特 4	労災保険法施行規則第46条の17第4号の事業（林業の一人親方）	1000分の52	
特 5	労災保険法施行規則第46条の17第5号の事業（医薬品の配置販売業者）	1000分の 7	
特 6	労災保険法施行規則第46条の17第6号の事業（再生資源取扱業者）	1000分の13	
特 7	労災保険法施行規則第46条の17第7号の作業（船員法第一条に規定する船員が行う事業）	1000分の50	
特 8	労災保険法施行規則第46条の18第1号ロの作業（指定農業機械従事者）	1000分の 5	1000分の 4
特 9	労災保険法施行規則第46条の18第2号イの作業（職場適応訓練受講者）	1000分の 5	1000分の 4
特10	労災保険法施行規則第46条の18第3号イ又はロの作業（金属等の加工、洋食器加工作業）	1000分の16	1000分の15
特11	労災保険法施行規則第46条の18第3号ハの作業（履物等の加工の作業）	1000分の 7	1000分の 8
特12	労災保険法施行規則第46条の18第3号ニの作業（陶磁器製造の作業）	1000分の17	1000分の16
特13	労災保険法施行規則第46条の18第3号ホの作業（動力機械による作業）	1000分の 4	1000分の 3
特14	労災保険法施行規則第46条の18第3号ヘの作業（仏壇、食器の加工の作業）	1000分の18	
特15	労災保険法施行規則第46条の18第2号ロの作業（事業主団体等委託訓練従事者）	1000分の 5	1000分の 4
特16	労災保険法施行規則第46条の18第1号イの作業（特定農作業従事者）	1000分の 9	
特17	労災保険法施行規則第46条の18第4号の作業（労働組合等常勤役員）	1000分の 4	1000分の 5
特18	労災保険法施行規則第46条の18第5号の作業（介護作業従事者）	1000分の 6	1000分の 7

(注) 改定後が空欄の事業については改定は行われぬ。